

下松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|--------------------------|---|----------------------------|---------------|
| 投下固定資本額 | 従業員（人以上） | | | |
| <p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p> | <p>新規雇用5 (中小企業1)</p> | <p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p> | <p>固定資産税の一定割合</p> | <p>3年度間</p> |
| <p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合(土地・建物等の取得合計額)</p> <p>1億円以上(ただし、農林漁業関連は5,000万円以上)</p> | <p>—</p> | <p>課税免除</p> | <p>固定資産税(土地・家屋・構築物が対象)</p> | <p>3年度間</p> |
| <p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等であって、一定の要件を満たす対象設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備</p> | <p>—</p> | <p>課税標準軽減 (中小企業等経営強化法)</p> <p>【賃上げ表明無】 3年間、課税標準を1/2</p> <p>【賃上げ表明有】 4又は5年間、課税標準を1/3</p> | <p>固定資産税の一定割合</p> | <p>3～5年度間</p> |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------------------|--------------------------|--|--|
| 下松市工場等誘致奨励条例 | H14.12 [H29.12 改正] | 1.対象業種 ①製造業 ②道路貨物運送業 2.工場等の設置の定義 工場等の新設又は増設 3.指定基準 ①投下固定資産総額 大企業 2億円以上 中小企業 3,000万円以上 ②増加従業員数 大企業 5人以上 中小企業 2人以上 (操業開始日1年前の日の従業員数から増加していること) | 工場等設置奨励金 ○家屋と償却資産にかかる固定資産税相当額を3年度間 ○限度額 1億円(3年度間) 雇用奨励金 ○下松市に住所を有する者を新規雇用従業員として1年以上雇用した場合、1人につき30万円を1回に限り交付 ○新規雇用従業員が障害者の場合は、1人につき40万円を3年度間交付 ○対象人数は各年度の従業員増加人数と新規雇用従業員数を比較し、いずれか少ない人数 ○限度額 2,000万円(3年度間) |
| 下松市本社機能移転促進補助金交付要綱 | R3.5 | 1.対象者 山口県本社機能等移転促進補助金の対象となった企業で、市内に本社機能等を移転する企業 2.補助要件 ①特定業務施設整備計画を申請し、山口県の認定を受けること。 ②本社移転に伴い、新規常用雇用の人数が5人以上(中小企業1人以上)であること。 | ○移転に伴い下松市内に居住することとなった新規常用雇用人*1人につき50万円 ○限度額 2,000万円 ※新規常用雇用人とは、本社機能の業務に従事するために異動してきた者、新たに雇用された者で、移転を完了した日から1年以上継続して雇用され、かつ、1年間下松市に住所を有する者 |
| 下松市産業用地開発及び企業立地促進奨励金交付要綱 | R3.5 | 1.対象者 ①開発事業者…市内で産業用地を整備し、企業を誘致する事業者 ②立地企業…開発事業者が整備した産業用地に誘致対象業種の工場等を新設、増設、移転(市内移転も可)する事業者 2.対象事業 ①適正な開発許可を受けて、3,000㎡以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備すること。 ②産業用地内の3,000㎡以上の区画について、誘致対象業種の事業者と売 | 開発促進奨励金 ○1区画につき300万円～1,000万円(区画面積による) ○限度額 一連の開発1件につき5,000万円 企業立地促進奨励金 ○1事業者につき300万円～1,000万円(区画面積による) ○限度額 1者につき1,000万円 ※上記奨励金の交付は1区画につき1回限り。 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>買契約を締結すること。</p> <p>③②の契約を締結した立地企業が新たに設置する事業所等で常時雇用する従業員を5人(中小企業2人)以上雇用して操業を開始すること。</p> <p>3.対象業種</p> <p>製造業、研究所、情報通信業、物流・流通業</p> | |
|--|--|---|--|